

移住して新生活を始める世帯を応援します！

民間賃貸住宅の住居費、引越費用を補助します。

●対象移住世帯

【次の1～3のいずれかに該当】

- 1 夫婦の両方又は一方が満45歳未満（申請書提出時の年齢）の移住世帯
- 2 夫婦及び満18歳未満の子（平成30年4月1日現在）のいる移住世帯
- 3 母子家庭及び父子家庭の移住世帯

【次の要件の全てに該当】

- ・平成30年度中に町内の民間賃貸住宅に入居した移住世帯
- ・町内に5年以上居住する意思のあること
- ・町内に住宅を有していないこと
- ・転入届を提出し受理された日前1年以上継続して町外に住所を有していること
- ・平成30年度庄内町結婚新生活支援事業費補助金の交付を受けていないこと
- ・町税等に滞納がないこと
- ・生活保護世帯でないこと 等



●対象経費

平成30年度中に支払われた下記の経費

- ・住居費（敷金、礼金〔保証金等含む〕、仲介手数料）
※家賃及び共益費は対象外です。
- ・引越費用（運送業者へ支払ったもの）

●補助金額

対象経費の合計額とし、上記の対象移住世帯の1に該当する方は**5万円**、2及び3に該当する方は**10万円**を限度とします。

手続きの流れ

住居決定

賃貸借契約

入居・住民登録

交付申請書の提出

【添付書類】
・賃貸借契約書の写し
・住居費（敷金、礼金、仲介手数料）の領収書の写し
・引越費用の領収書の写し
・全ての世帯員の戸籍の附表（町外に1年以上在住していたことを証する書類）
・納税証明書
・資産証明書
・母子家庭又は父子家庭であることを証する書類 ※該当する場合に限る

審査

補助金の支払
交付決定通知

※お願い：予算が限られておりますので、必ず事前にお問い合わせください。

★お問い合わせ・お申し込み先

庄内町役場 情報発信課 地域振興係

〒999-7781 東田川郡庄内町余目字町 132-1 電話/0234 (42) 0162 FAX/0234-42-0893